

三芳町立三芳中学校
部活動の在り方に関する方針

三芳町立三芳中学校
令和6年4月

1 部活動の方針策定の趣旨等

生徒の自主的・自発的な参加により行われる部活動は、技術・競技力を向上させるとともに、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教員等との好ましい人間関係の構築、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、教育的な意義が大きい。

三芳町立三芳中学校（以下、「学校」という）の部活動は、スポーツ、文化及び科学等に興味・関心のある同好の生徒が参加し、各部の責任者（以下「部顧問」という。）の指導の下、学校教育の一環として行われている。

学校では、「三芳町の部活動の在り方に関する方針」（以下、「町方針」という）に則り、生徒にとって望ましいスポーツや文化的活動の環境を構築するという観点に立ち、部活動が、地域・学校・競技種目等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指して「学校の部活動の在り方に関する方針」を策定した。

2 適切な運営のための体制整備

（1）部活動の方針の策定と公表

ア 学校は、町方針に則り、毎年度「部活動の在り方に関する方針」を策定する。

イ 部顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会・コンクール等の日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会・コンクール等の参加日程等）を作成し、校長に提出する。

ウ 学校は、上記ア、イの活動方針及び活動計画を学校のホームページへの掲載等により公表するとともに生徒・保護者に周知する。

（2）指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、生徒や教員の数、学校教育法施行規則に規定される部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教員の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の運動部・文化部を設置する。

イ 校長は、部顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教員の他の校務分掌や、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。

ウ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行い、教員の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

(1) 適切な指導の実施

ア 校長及び部顧問、部活動指導員等は、部活動の実施に当たっては、文部科学省が平成25年5月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則り、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む。）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

部活動の指導において、部顧問、部活動指導員等による以下（例）のような発言や行為は体罰等として許されないものであるとの認識を持ち、体罰やハラスメント等のない指導に徹する。

先輩、後輩等の生徒間でも同様に許されないものであり、暴力行為やいじめ等の発生を防止する。

（例）

（ア）殴る、蹴る等。

（イ）社会通念、医・科学に基づいた健康管理、安全確保の点から認め難い又は限度を超えたような肉体的、精神的負荷を課す。

- ・長時間の正座・直立等特定の姿勢の保持や反復行為をさせる。
- ・熱中症の発症が予見され得る状況下で、給水、休憩等の配慮をすることなく活動をさせる。
- ・武道等において、相手の生徒が受け身をできないように投げたり、まいったと意思表示しているにも関わらず攻撃を続けたりする。
- ・防具で守られていない身体の特定の部位を打突することを繰り返す。

（ウ）パワーハラスメントと判断される言葉や態度による脅し、威圧・威嚇的発言や行為、嫌がらせ等を行う。

（エ）セクシャルハラスメントと判断される行為や発言を行う。

- ・指導に当たり必要性や適切さを超えて身体接触を行う。
- ・身体や容姿に係ること、人格否定的（人格等を侮辱したり否定したりするような）発言を行う。

（オ）特定の生徒に対して独善的に執拗かつ過度に肉体的、精神的負荷を与える。

イ 運動部顧問は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解するとともに、生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

また、専門的知見を有する保健体育担当の教員や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

ウ 文化部顧問は、生徒が生涯を通じて文化・科学等に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、それぞれの目標を達成できるよう、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

(2) 部活動用指導手引等の活用

部顧問、部活動指導員等は、県教育委員会が作成する指導手引や「運動部活動指導資料」、各スポーツ競技の国内統括団体等が作成する指導手引等を活用して、3(1)に基づく指導を行う。

4 部活動の運営について

(1) 本年度設置する部活動について

【運動部】

- ・野球部 ・サッカー部 ・男子バスケットボール部 ・女子バスケットボール部
- ・女子バレーボール部 ・男子ソフトテニス部 ・女子ソフトテニス部
- ・卓球部 ・剣道部

【文化部】

- ・吹奏楽部 ・美術部 ・技術コンピュータ部

(2) 部活動の活動時間、適切な休養日等について

① 部活動の活動時間等について

1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む。)は3時間程度とする。活動時間とは、生徒の練習開始から練習終了までとする。大会、練習試合、コンクール等は除く。

なお、長期休業中(夏季)の活動日は、概ね20日程度とする。

② 部活動の休養日等について

ア 学期中は、原則水曜日を休養日とする。

イ 土曜日及び日曜日(以下「週末」という)は少なくとも1日以上は休養日とする。

ウ 週末に大会・コンクール等への参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。

エ 定期テスト前は、5日前からテスト終了日までを休養日とする。

- オ 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。
- カ 学校開庁日や年末年始（12月29日より1月3日）は休養日とする。
- キ 熱中症予防の観点から、学校の「危機管理マニュアル」に則り、原則気温35度以上の場所での活動は行わない。

③ 部活動の朝練習について

- ア 部活動の朝練習は原則行わない。
- イ ただし、4-(2)-④-ア「例外を認める大会等」の2週間前、及び、日没の関係で活動時間の確保が難しい冬季期間（11・12・1月）は例外を認める。

④ その他

大会等2週間前に限り、校長の判断により、生徒の健康面に十分配慮した上で、活動時間及び休養日の設定について例外を認める。

ア 例外を認める大会等

例外を認める大会等とは、次の大会等を基本とする。

【運動部】

- ・学校総合体育大会（入間東部、地区、県、関東、全国）
- ・新人体育大会（入間東部、地区、県）

【吹奏楽部】

- ・吹奏楽コンクール（地区、県、西関東、東日本、全国）
- ・アンサンブルコンテスト（地区、県、西関東、全国）
- ・西部支部吹奏楽研究発表会

- イ 平日について、活動時間の延長を下校時間から1時間まで認める。
- ウ 延長等を行う場合には、校長、部活動顧問の連名による保護者宛文書により保護者の理解、協力を求める。